

足立区公共施設
地球温暖化対策推進実行計画

2023 年 4 月

足立区

目 次

1	基本的事項	1
(1)	計画の位置付け	1
(2)	計画の目的	1
(3)	計画期間	1
(4)	計画の対象	1
(5)	対象とする温室効果ガス	1
2	計画の進捗管理と評価	2
(1)	推進体制	2
(2)	点検・評価体制	2
(3)	公表	2
(4)	職員に対する情報提供や研修	2
3	前実行計画における目標と実績	3
(1)	CO ₂ 排出量	3
(2)	ごみ量	4
(3)	電気及び都市ガス使用量	5
4	削減目標	6
(1)	削減目標の考え方	6
(2)	基準年度	6
(3)	削減目標	6
5	取組み内容	10
(1)	太陽光発電設備（再生可能エネルギー）導入及び建築物ZEB化推進	10
(2)	公用車への電気自動車等への移行と自動車保有・使用の適正化	10
(3)	ごみ減量の推進	10
(4)	エコオフィス化の推進	11
6	行動指針	12
(1)	省エネルギーの実践	12
(2)	CO ₂ 排出量の少ないエネルギーの利用	13
(3)	CO ₂ 吸収量を増やす緑化等の推進	13
(4)	省資源、資源循環につながる取組み	14

1 基本的事項

(1) 計画の位置付け

足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、区の事務及び事業における地球温暖化対策推進のための計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

（地方公共団体実行計画等）

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

また、区が事業者として率先して地球温暖化対策に取り組むことで、第三次足立区環境基本計画改定版に示す地球温暖化・エネルギー対策を牽引していくものとしても位置付ける。

(2) 計画の目的

- 区が管理する施設（以下「区の施設」という。）及び区が実施する事務事業において、足立区脱炭素化ロードマップを踏まえた地球温暖化対策を推進する。
- 区が率先して環境負荷の低減を図るとともに、これらをわかりやすく公表し、区民・事業者の環境に配慮した自主的な取組みを促す。

(3) 計画期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とする。

(4) 計画の対象

区の施設及び区の事務事業とする。

(5) 対象とする温室効果ガス

気候変動枠組条約で削減の対象となっている温室効果ガスのうち、区の施設及び区の事務事業で排出する表1に示す4種類を対象とする。

その他のパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、区の施設及び事務事業で、直接的に排出されることがないため、対象としない。

表1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、燃料（都市ガス、公用車の燃料等）の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄、冷蔵庫・空調等の廃棄

2 計画の進捗管理と評価

(1) 推進体制

自主的に実行計画に掲げる取組みを推進していくため、環境部を担任する副区長及び足立区庁議等の設置及び運営に関する規程（平成22年足立区訓令甲第25号）別表第1に掲げる職員（区長、副区長、教育長を除く。）等により組織する「足立区公共施設環境対策会議」（以下「対策会議」という。参考資料1）を設置する。

対策会議は、区の施設におけるエネルギー利用や、区の施設及び区の事業における環境配慮行動の総合的な調整を行う。

(2) 点検・評価体制

取組み内容や各年度の成果、実績を環境審議会に報告し、評価を受け、次年度以降の施策や計画の見直しに反映させる。

(3) 公表

実行計画の達成状況等については、区議会に報告するとともに区ホームページにて公表する。

(4) 職員に対する情報提供や研修

実行計画に掲げられた取組みを実践するのは、一人ひとりの職員であり、実行計画の目標を達成するためには、職員の意識向上を図ることが重要である。

各課に実行計画および目標の達成状況等について周知するとともに、環境配慮や地球温暖化等の情報提供や、必要に応じて研修等を実施する。

3 前実行計画における目標と実績

2017（平成 29）年 4 月に策定し、2024（令和 6）年度までを計画期間とした現行実行計画では、CO₂排出量及びごみ量の 2 項目について削減目標を設定しているが、次のとおりいずれも目標には達していない。

(1) CO₂排出量

前目標値	2024（令和 6）年度までに 2013（平成 25）年度比 25%削減
実績値	2021（令和 3）年度は 2013（平成 25）年度比▲3.3%

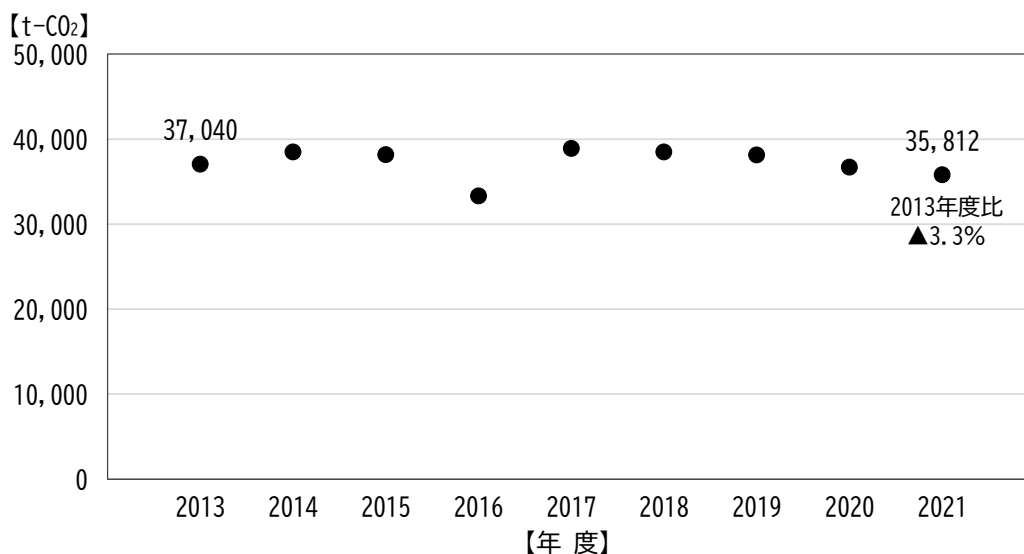


図 1 公共施設におけるCO₂排出量の推移

CO₂排出量のうち、電気が 7 割以上を占めており（図 2）、電力の排出係数*が大きな影響を及ぼしている。（表 1）

* 発電量 1 kWh あたりの CO₂ 排出量で、火力、原子力等の電源（発電方法）の構成が変わるため、毎年異なる。

表 2 【東京電力の排出係数（単位：kg-CO₂/kWh）】

2013 年度	2021 年度
0.521	0.441

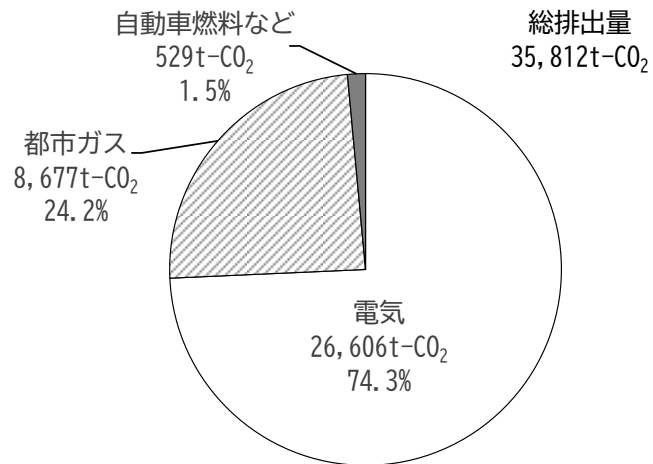


図2 2021（令和3）年度のCO₂排出量の使用エネルギー別の内訳

(2) ごみ量

前目標値	2024（令和6）年度までに2013（平成25）年度比15%削減
実績値	2021（令和3）年度は2013（平成25）年度比▲11.5%

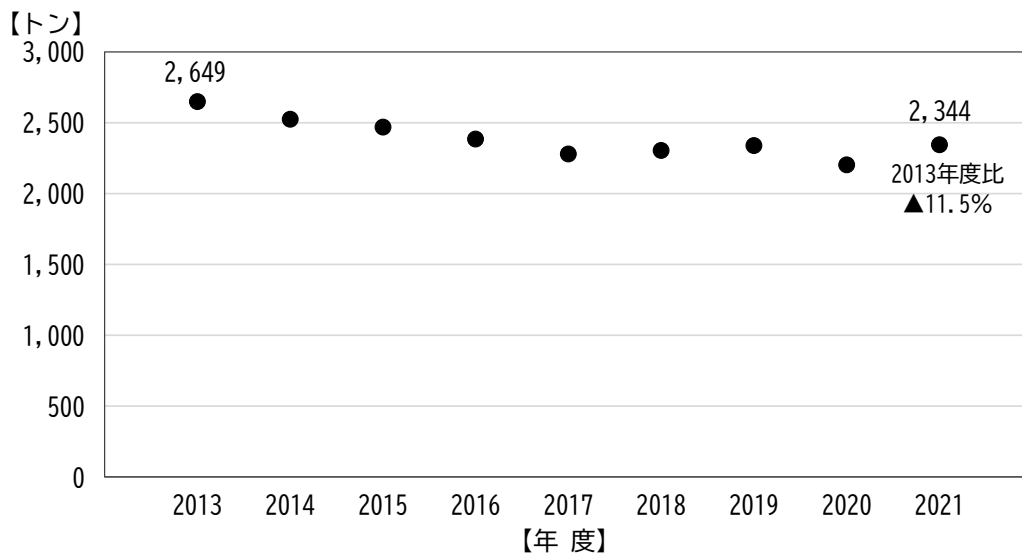


図3 公共施設におけるごみ量の推移

(3) 電気及び都市ガス使用量

電気及び都市ガスの使用量については、目安値を設定して削減に取り組んでいる。なお、2020（令和2）年度、災害時の避難所となる区内全小・中学校の体育館へガスヒートポンプエアコンを設置（停電時の使用を想定）したことにより、都市ガス使用量が増加している。

① 電気使用量

前目安値	2024（令和6）年時点で2013（平成25）年度比22%の削減
実績値	2021（令和3）年度は2013（平成25）年度比▲18.7%

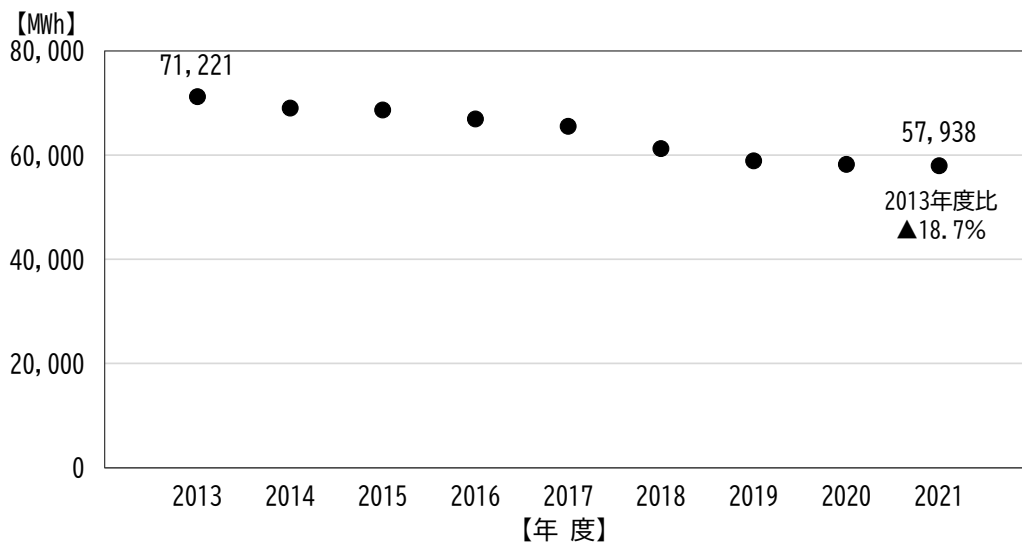


図4 公共施設における電気使用量の推移

② 都市ガス使用量

前目安値	2024（令和6）年時点で2013（平成25）年度比35%の削減
実績値	2021（令和3）年度は2013（平成25）年度比+15.0%

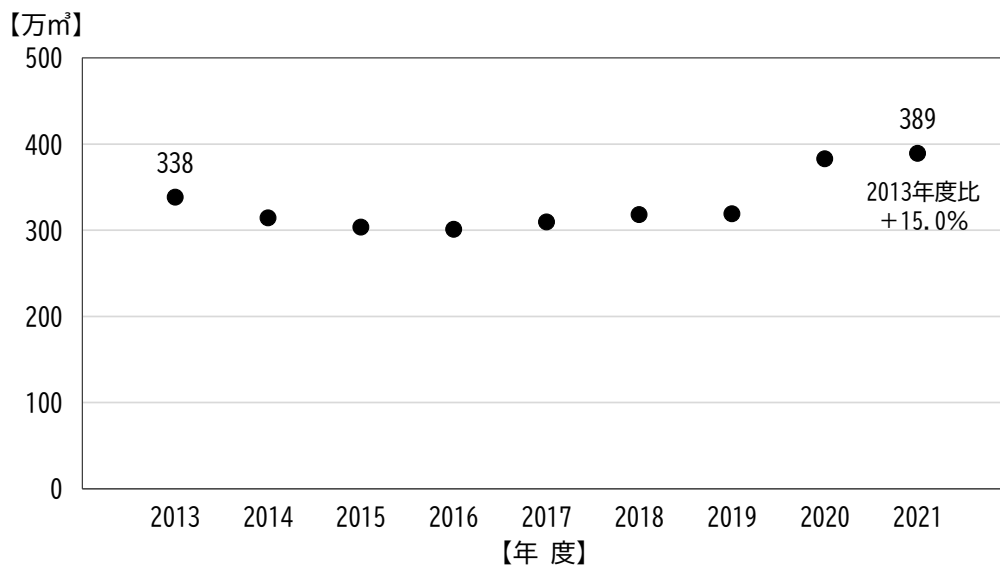


図5 公共施設における都市ガス使用量の推移

4 削減目標

(1) 削減目標の考え方

① 削減目標等の設定対象

引き続き、CO₂排出量のごみ量の削減について目標を掲げる。

また、削減目標の達成に向けて、エネルギーにおける使用量割合が最も大きい電気使用量と、設備導入によって使用量が増加している都市ガス使用量については、削減目安値を設定して引き続き推移を見守る。

なお、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについては、削減目標は設定しないが、CO₂と合わせて削減に取り組む。

② 目標値の設定方法

第三次足立区環境基本計画改定版を踏まえ、これまでの実績を考慮し、現実的かつ率先的な目標を設定した。

(2) 基準年度

第三次足立区環境基本計画改定版とあわせ、2013（平成 25）年度を基準年度とする。

(3) 削減目標

① CO₂排出量の削減目標

第三次足立区環境基本計画改定版並びに足立区脱炭素化ロードマップと一体的に運用することから、2030（令和 12）年度の目標を以下のとおり設定した。

計画目標	CO ₂ 排出量を 2030 年までに 2013 年度比 46%以上削減
【設定根拠】	
足立区脱炭素化ロードマップにおける基本目標を踏まえ、区が率先して取り組むことも考慮し、公共施設におけるCO ₂ 排出削減目標を 2013（平成 25）年度の 37,040t-CO ₂ から 46%（▲17,040t-CO ₂ ）以上削減とした。	

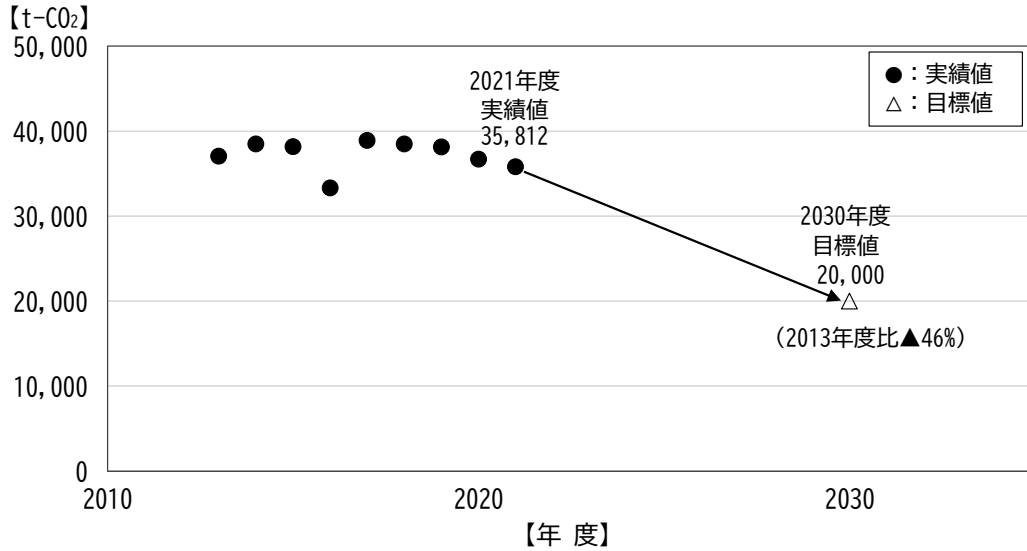


図6 CO₂排出量の削減目標イメージ

② ごみ量の削減目標

2024年度までの計画期間中の削減目標を設定した。

計画期間中の目標	ごみ量を2024年までに2013年度比15%削減
<p>【設定根拠】</p> <p>第三次足立区環境基本計画改定版では、2024年度の区内のごみ量（区収集+事業系持込）を158,400トンとしており、これは2015年度比で12.6%削減した量となっている。この数値や保育園におけるおむつ廃棄によるごみ量の増加を踏まえ、区が率先して取り組むことも考慮し、削減目標を設定した。</p>	

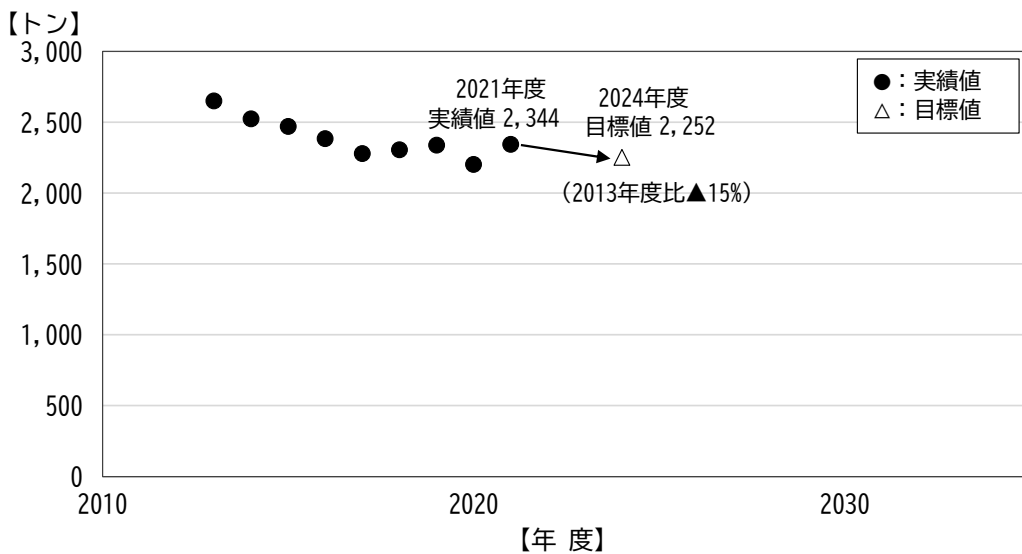


図7 ごみ量の削減目標イメージ

③ CO₂削減目標の達成に向けた電気・都市ガス使用量の削減目安値

CO₂削減目標の達成に向けた目安となるエネルギー消費量について、以下のとおり設定した。

電気使用量(kWh)	計画期間中、前年度比で平均 1.1%削減するペース ⇒2024 年時点で 2013 年度比 22%の削減が目安 ⇒2030 年までに 2013 年度比 27%の削減が目安
【設定根拠】	
<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量に占める電気の比率は 2021 年度と同様とした。 2030 年度の排出係数は、電気事業者による 2030 年度目標を見込み、その間は 2021 年度の実績との直線回帰により推計した。 	
都市ガス使用量(m ³)	計画期間中、前年度比で平均 0.7%削減するペース ⇒2024 年までに 2013 年度比 11%の増加が目安 ⇒2030 年までに 2013 年度比 8%の増加が目安
【設定根拠】	
<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量に占める都市ガスの比率、CO₂排出係数は、2021 年度実績と同等とした。 2020 年度に災害時の避難所となる区内全小・中学校の体育館へガスヒートポンプエアコンを設置したことにより、都市ガス使用量のベースラインが上昇したことを加味して推計した。 	

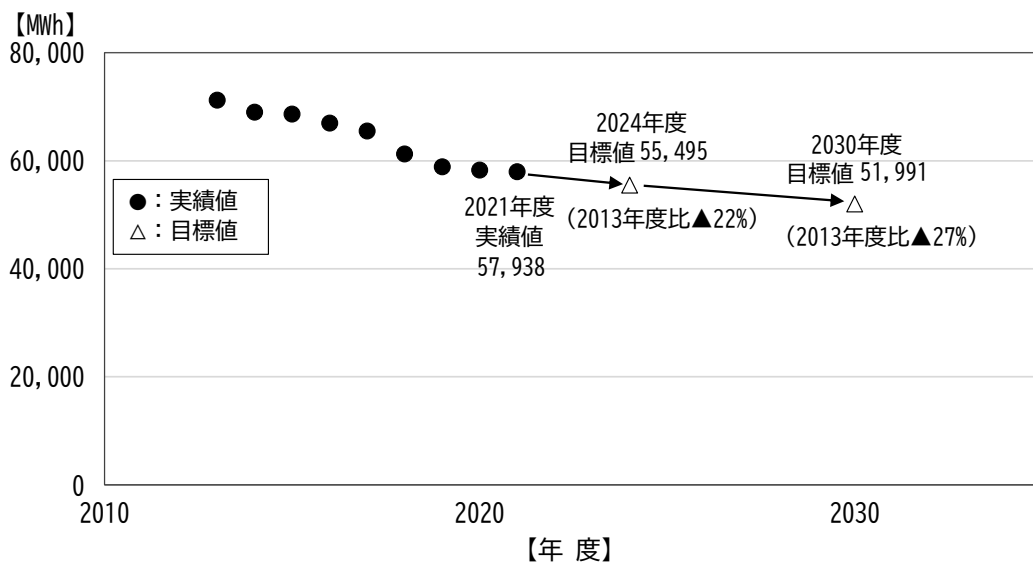


図8 電気使用量の削減目安イメージ

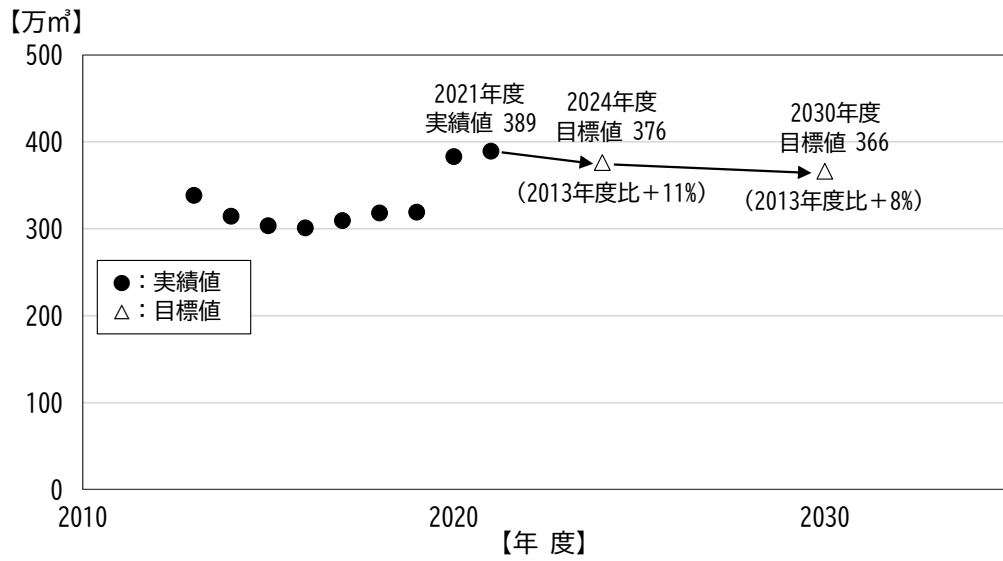


図9 都市ガス使用量の削減目安イメージ

5 取組み内容

(1) 太陽光発電設備（再生可能エネルギー）導入及び建築物ZEB化推進

① 避難所への太陽光発電システム、蓄電池設置による再エネ導入とレジリエンス強化

国の補助事業を活用して、PPAモデルにより施設（学校）に太陽光発電設備を設置することで、設備の導入、維持管理コストを抑えて再エネ由来の電気を導入する。併せて蓄電池を設置することで、災害発生時に避難所として使用する場合の予備電源を確保する。

② 公共施設のZEB化推進と区民への見える化

新築や改築に併せZEB化を進めるとともに、展示等で省エネ効果やCO₂削減効果を見える化するなど、区民、事業者に向けた情報発信を行う。

新築、改築を行う施設は原則、設計段階でZEB化を検討する。既存施設の改修については、省エネ性能が高い設備の率先導入を図るため、工事契約の特記仕様書に環境配慮について項目を設けるなどの対応により、エネルギー使用に伴うCO₂の削減を図る。

(2) 公用車への電気自動車等への移行と自動車保有・使用の適正化

公用車の電気自動車等への移行により、走行に伴うCO₂排出削減を目指す。併せて、現在の使用状況の分析に基づいた公用車の保有台数削減[※]や、使用基準の再整備と厳守による使用削減にも努める。

2021（令和3）年度末時点で、公用車196台中、電気自動車16台、プラグインハイブリッド車3台を導入している。今後は、区民・事業者への電気自動車導入促進に向けたインフラ整備に加え、本庁舎の停電発生時における公用車の電源確保のため、公共施設への一般利用用急速充電設備の分散設置を検討していく。

※ 災害時等通常業務外での使用も踏まえた必要台数の確保を前提とした保有台数の削減

(3) ごみ減量の推進

① 区内におけるプラスチック使用削減

区が一事業者として使い捨てプラスチックの使用削減や、物品購入の際にプラスチック以外の素材を使用した製品への見直しを図るなど、率先した取組みを進めていく。また、区の取組みを広く情報発信することで、区民、事業者等団体への意識啓発を図る。

② 庁内のペーパーレス推進

庁内のペーパーレス化を推進する等により、庁内の紙の使用量を削減する。

(4) エコオフィス化の推進

職員に対して、省エネに関する意識啓発を推進し、取組みを徹底する。

6 行動指針

(1) 省エネルギーの実践

① 区の取組み

区分	具体的取組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調は、季節、時間などに応じて適切な運転及び温度設定を心掛ける。 ● 空調機器の吹き出し口やフィルターをこまめに清掃する。 ● 可能な限り高効率な空調機器への転換を進める。 ● 外気を適切に取り込み、空調負荷を軽減する。 ● 緑のカーテンや遮熱フィルム、ブラインドやカーテンの効果的な活用により空調負荷を低減させる。 ● 空調の設定温度の目安を示す等、区民・利用者等へ省エネの協力を呼びかける。 ● 施設の利用状況に応じ、時間外の空調使用を制限する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯する。 ● 照明器具の清掃を実施する。 ● LED照明への交換を計画的に進める。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な管理と点検を実施する。 ● 閉庁時はエレベーターを一部運休する。
電気機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用しないときは、事務機器を節電・待機モードへ切り換える。 ● 省電力の機器に買い替える。 ● 業務終了時、最終退出者はOA機器の電源を必ず切る。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ● タイヤ空気圧を適正に保つ。 ● 不要なものを車に載せたままにしない。 ● 自動車更新時に環境負荷の少ない自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）への移行を進める。
設備・機器等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率な設備・機器へ更新する。 ● 建物の構造や立地条件に合わせた断熱対策を進める。 ● 自然光や自然風を積極的に取り込む構造や配置を検討する。 ● エネルギー使用量の見える化等により、実態把握と効果的な省エネに取り組む。特に、新築時や大規模改修時に、自動制御や高度なエネルギー管理システムの導入を検討する。
働き方	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外勤務を削減する対策を進める。

② 各職員の取組み

区分	具体的取組み内容
空調	● クールビズやウォームビズを実践する。
照明	● 不要な照明を消す。
エレベーター	● 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
電気機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 長時間使わないときや、離席するときは、ノートパソコンを閉じる。 ● 昼休みのパソコン利用は最小限とする。 ● パソコンのモニターを適切な明るさに調整する。 ● お湯は必要な都度沸かし、電気ポットでの保温はしない。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ● なるべく公用車を使わず、自転車や公共交通機関を利用する。 ● 公用車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制など）を徹底する。 ● 効率的な走行ルートを選択や、渋滞情報の把握に努める。
働き方	● 時間外勤務の削減に努める。

(2) CO₂排出量の少ないエネルギーの利用

取組み項目	具体的取組み内容
エネルギー調達	● 電力会社を選ぶときは、発電時のCO ₂ 排出量など環境性能も考慮する。
再生可能エネルギー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 区施設において、太陽光発電システムを率先導入する。 ● 区施設の改修等に合わせて、多様な再生可能エネルギーの導入可能性を検討する。 ● 国や都の動向を注視しつつ、燃料電池車や燃料電池など水素エネルギーの導入を検討する。 ● 新築や改築を行う施設は原則、設計段階でZEB化を検討する。

(3) CO₂吸収量を増やす緑化等の推進

取組み項目	具体的取組み内容
みどりによるCO ₂ 吸収量の増大	● 公共施設の緑化にあたり、CO ₂ の吸収作用を考慮した樹種の選定や管理を検討する。
カーボン・オフセットの活用	● イベント等で森林のCO ₂ 吸収量等によるカーボン・オフセットを活用し、森林の健全な育成を支援する。

取組み項目	具体的取組み内容
公共施設等への木材の利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共建築物の木造化、木質化を進める。

(4) 省資源、資源循環につながる取組み

取組み項目	具体的取組み内容
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務用品等の適正量の購入に努める。 ● 紙コップや割り箸等、使い捨てのものは使わない等、廃棄物の発生をできる限り抑える工夫をする。 ● 補修や修理してできるだけ長く使う。
持続可能な資源利用への転換	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。 ● 全庁的な備品等の利活用制度を拡充する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物を基準に基づき正しく分別する。 ● 分別基準をわかりやすく表示する。 ● 廃棄物処理の適正な契約と履行を実践する。
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な節水に取り組む。 ● 水漏れを点検する。 ● 公共施設の新築・改修時には節水機器や設備の導入、雨水や中水の活用を検討する。
紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● ペーパーレス化を推進する。 ● 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。
プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 「足立区プラスチックごみ削減方針」に沿った取組みを展開する。（参考資料2）

(参考資料1) 足立区公共施設環境対策会議設置要綱(抜粋)

(設置)

第1条 地球温暖化対策並びに資源の有効活用及び再利用等、区の環境配慮行動を総合的に推進することを目的として、足立区公共施設環境対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(対象)

第2条 この要綱は、区が管理する施設(以下「区の施設」という。)を対象とする。

(所管事項)

第3条 対策会議は、足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を受けて、次の各号に掲げる事項を実施し、又は検討する。

(1) 区の施設におけるエネルギー利用に関する次に掲げる事項

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づく報告、手続等

イ 省エネルギー対策

ウ 再生可能エネルギー設備の導入

エ 設備及び機器の更新

オ 職員の省エネ意識高揚及び行動促進

(2) 区の施設及び区の事務事業における環境配慮行動の総合的な調整に関する次に掲

げる事項

ア 廃棄物の抑制並びに資源の再使用及び再生利用

イ 緑化の推進及びみどりの適正な維持管理

ウ 自動車利用の抑制

エ 足立区公共施設地球温暖化対策実行計画の策定・評価・見直し

オ その他環境に配慮した行動に関すること

1 目的

本方針は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、次の3つを目的として定める。

- (1) 区が一事業者として、事務事業における使い捨てプラスチックの使用削減に関する事項を定め取り組みを進めること。
- (2) 区職員等(※)が消費者として自然環境の維持、改善に高い意識を持ち、二酸化炭素排出削減の担い手として、日頃からプラスチック製品のリユースや分別などに主体的に行動すること。
- (3) 区民や事業者等団体に対する取り組みの紹介、情報発信により、区全域におけるプラスチックごみ削減行動の普及啓発を図ること。

※ 区職員等とは…常勤職員、再任用職員、再雇用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、派遣職員、指定管理施設従事者、区施設内の飲食店や販売店等の従事者、委託事業者等の区施設で従事する全ての者をいう。

2 事務事業における5つの基本原則と取り組み内容

(1) プラスチックの使用を削減する。

ア ペットボトルの使用を削減する。

(ア) 会議等では出席者に対しペットボトル飲料は提供しない。

(イ) マイボトルの利用を推進する。

例) ウォーターサーバーの設置

(ウ) ペットボトル以外の選択肢を区が施設利用者に提示。

例) 缶やカートカン等を使用したペットボトルレス自動販売機の設置

イ イベント等で使い捨てプラスチックの使用を削減する。

(ア) イベントで飲食物を提供する際には、容器・カトラリー等に使い捨てプラスチックを原則使用しないよう事業者等へ求める。

(イ) ノベルティ等の配布の際には、ビニールやプラスチック等で作られた包装は省略し、受け手に理解と協力を求める。

ウ 代替素材への見直しを検討する。

(ア) 啓発物品等は可能な限りプラスチック以外の素材を使用した商品を選ぶ。

例) 紙製のクリアファイル、間伐材の土台を使用したカレンダー等

(イ) 使用する物品や配布物についても、目的、用途に支障のない限り、プラスチック素材を使用しないものを選択するよう努める。

例) 窓部分がグラシン紙の窓あき封筒、紙製のストロー等

(2) プラスチック製品を使用する必要がある場合には、「足立区グリーン購入推進に関する調達方針」に基づき、環境配慮型の製品を選択するよう配慮する。

ア 事務用品等、プラスチック製品以外の選択が困難な場合には、再生プラス

チックやバイオマスプラスチックを使用した製品を選択するよう努める。

(3) 使用するプラスチック製品は長寿命化を心がける。

ア 使い捨てではなく繰り返し使用する。

例) 詰め替えのできる事務用品を購入する、シュレッダーの袋は毎回捨てずに繰り返し使う等

イ 不用となった物品は庁内外での再活用の可能性を探るなど、可能な限り長寿命化に努める。

(4) プラスチックごみが発生した場合には、分別等により資源化に努める。

(5) 区民や事業者等団体に対し、区の取り組みを紹介することなど積極的な普及啓発を行う。

3 区職員等が消費者として公私共に取り組む率先行動

(1) マイボトル、マイバッグ、マイスプーン、マイフォーク等を使用し、使い捨てプラスチックの受け取りを自ら辞退するよう努める。

(2) プラスチックごみが発生した場合には、分別方法に従い分別を徹底する。